

取引先の再生手続開始申立や事業の制限等により、影響を受けている方を対象とする資金です。 経営安定資金大臣指定等貸付(指定企業関連)

対象となる方

次のすべてに該当する中小企業者を対象としています。

- 1 中小企業信用保険法第2条第4項第1号(※1)または第2号(※2)の規定に基づき、市町村長の認定を受けている。
- 2 信用保証対象業種(※3)を営んでいる。
- 3 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる。
(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有しているものについては、県外での実績を含めて同一事業を引き続き1年以上行っていれば良い。)
- 4 必要な許認可等を取得している。
- 5 事業税を滞納していない。
- 6 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない。
- 7 信用保証協会の保証残高が、保証限度額未満である。
- 8 手形交換所取引停止処分中でない。

※1 中小企業信用保険法第2条第4項第1号
経済産業大臣が指定した民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている場合。

※2 中小企業信用保険法第2条第4項第2号
経済産業大臣が指定した生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している場合。

※3 信用保証対象業種
一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

☆ 中小企業信用保険法に基づく市町村長の認定要件については、各市町村の商工担当課にお問い合わせください。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

融 資 条 件

	運転資金
限度額 (10万円単位)	5,000万円
利率	年1.3%以内
期間・償還方法	7年以内(1年以内据置 元金均等月賦償還)
担保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める
保証人	個人:原則として不要 法人:法人代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	付する(保証料 年0.80%以内)

運転資金 取引先の再生手続開始申立等により必要となった運転資金(当該取引先企業から回収不能となった債権の範囲内で必要となった資金)又は事業活動の制限を行っている企業・地域の影響により必要となった運転資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- 借入金の返済、税金の支払いにあてる資金
- 不渡手形を買い戻すための資金 等

受 付 場 所

商工会議所、商工会で随時受け付けます。
(申込に必要な書類は、受付場所で御確認ください。)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

問い合わせ先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803
商工会議所・商工会



彩の国
埼玉県

